

令和3年3月定例会
(2021年)

議案書②

2月24日提出

【条例】

市議案第16号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市長の附属機関として、豊中市住宅マスタープラン検討委員会を設置するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
（設置） 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。			（設置） 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。		
附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務	附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務
市長	（省 略）		市長	（省 略）	
	豊中市公民連携 手法による公共 施設整備等事業 者選定委員会	（省 略）		豊中市公民連携 手法による公共 施設整備等事業 者選定委員会	（省 略）
				豊中市住宅マ スタープラン検 討委員会	豊中市住宅マ スタープランに ついての重要事 項の調査審議に 関する事務
（省 略）			（省 略）		

附 則

この条例の施行期日は、市規則で定める。

市議案第17号

職員定数条例の一部を改正する条例の設定について

職員定数条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市長部局，上下水道局及び教育委員会の職員の定数を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和27年豊中市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。） <u>1, 7 9 0</u> 人</p> <p>(2) 上下水道局の職員 <u>2 5 9</u>人</p> <p>(3) 教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。） <u>2 5 1</u>人</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p>	<p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。） <u>1, 7 9 1</u> 人</p> <p>(2) 上下水道局の職員 <u>2 5 5</u>人</p> <p>(3) 教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。） <u>2 6 4</u>人</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

市議案第18号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する

条例の設定について

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

学校運営協議会委員の報酬の額を定めるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>第2条 委員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。</p> <p>(1)～(55) (省 略)</p> <p><u>(56)～(80)</u> (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第2条第1項の規定により日額で報酬が定められている者（<u>同項第79号及び第80号</u>に掲げる者に限る。）に対する報酬は翌月20日までに、その他の者に対する報酬はそのつど支給する。</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 前項の旅費の額及び支給方法については、第2条第1項第1号から<u>第78号</u>までに掲げる者については豊中市職員旅費支給条例（昭和23年豊中市条例第27号）中市長に属する事項を、<u>同項第79号及び第80号</u>に掲げる者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については常勤の職員と権衡を失わないように任命権者が等級を定め、同条例中その等級に属する者に関する事項を準用する。</p>	<p>第2条 委員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。</p> <p>(1)～(55) (省 略)</p> <p><u>(56) 学校運営協議会</u> <u>委員 日額 9,700円</u></p> <p><u>(57)～(81)</u> (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第2条第1項の規定により日額で報酬が定められている者（<u>同項第80号及び第81号</u>に掲げる者に限る。）に対する報酬は翌月20日までに、その他の者に対する報酬はそのつど支給する。</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 前項の旅費の額及び支給方法については、第2条第1項第1号から<u>第79号</u>までに掲げる者については豊中市職員旅費支給条例（昭和23年豊中市条例第27号）中市長に属する事項を、<u>同項第80号及び第81号</u>に掲げる者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については常勤の職員と権衡を失わないように任命権者が等級を定め、同条例中その等級に属する者に関する事項を準用する。</p>

(現 行)	(改 正 後)
3・4 (省 略)	3・4 (省 略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

市議案第19号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

任期付職員等級別基準職務表を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）		（ 改 正 後 ）	
別表第7 任期付職員等級別基準職務表		別表第7 任期付職員等級別基準職務表	
職務の等級	基準となるべき職務	職務の等級	基準となるべき職務
（省 略）		（省 略）	
7 等級	1 高度な知識，技術又は経験を必要とする <u>看護師</u> の職務 2・3 （省 略）	7 等級	1 高度な知識，技術又は経験を必要とする <u>看護師及び放課後こどもクラブ指導員</u> の職務 2・3 （省 略）
8 等級	1 高度な知識，技術又は経験を必要とする社会福祉主事， <u>放課後こどもクラブ指導員</u> ，学校図書館専任職員，小・中学校障害児介助員及び司書の職務 2 相当の知識，技術又は経験を必要とする <u>看護師</u> の職務 3 （省 略）	8 等級	1 高度な知識，技術又は経験を必要とする社会福祉主事，学校図書館専任職員，小・中学校障害児介助員及び司書の職務 2 相当の知識，技術又は経験を必要とする <u>看護師及び放課後こどもクラブ指導員</u> の職務 3 （省 略）
9 等級	1 相当の知識，技術又は経験を必要とする社会福祉主事， <u>放課後こどもクラブ指導員</u> ，学校図書館専任職員，小・中学校障害児介助員及び司書の職務 2 知識，技術又は経験を必要とする <u>看護師</u> の職務 3 （省 略）	9 等級	1 相当の知識，技術又は経験を必要とする社会福祉主事，学校図書館専任職員，小・中学校障害児介助員及び司書の職務 2 知識，技術又は経験を必要とする <u>看護師及び放課後こどもクラブ指導員</u> の職務 3 （省 略）
10 等級	1 （省 略） 2 知識，技術又は経験を必要とする社会福祉主事， <u>放課後こ</u>	10 等級	1 （省 略） 2 知識，技術又は経験を必要とする社会福祉主事，学校図書館

(現 行)		(改 正 後)	
	もクラブ指導員，学校図書館専任職員，小・中学校障害児介助員及び司書の職務 3 看護師の職務		専任職員，小・中学校障害児介助員及び司書の職務 3 看護師及び放課後子どもクラブ指導員の職務
1 1 等級	1 (省 略) 2 社会福祉主事，放課後子どもクラブ指導員，学校図書館専任職員，小・中学校障害児介助員及び司書の職務	1 1 等級	1 (省 略) 2 社会福祉主事，学校図書館専任職員，小・中学校障害児介助員及び司書の職務
(省 略)		(省 略)	

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

市議案第20号

市長，副市長，上下水道事業管理者，病院事業管理者及び教育長の給料及び手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定について

市長，副市長，上下水道事業管理者，病院事業管理者及び教育長の給料及び手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市長，副市長，上下水道事業管理者，病院事業管理者及び教育長の給料及び手当の減額特例措置の適用期間を延長するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長の給料及び手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長の給料及び手当の特例に関する条例（令和2年豊中市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長の給料月額 は、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間、市長等の給与に関する 条例（昭和28年豊中市条例第7号）別表の規定にかかわらず、同表に定め る額から、市長にあつてはその100分の20、副市長、上下水道事業管理者、 病院事業管理者及び教育長にあつてはその100分の10に相当する額を減 じた額とする。ただし、手当（地域手当及び期末手当を除く。）の額の算出の 基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。</p>	<p>市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長の給料月額 は、令和2年5月1日から令和4年4月30日までの間、市長等の給与に関する 条例（昭和28年豊中市条例第7号）別表の規定にかかわらず、同表に定め る額から、市長にあつてはその100分の20、副市長、上下水道事業管理者、 病院事業管理者及び教育長にあつてはその100分の10に相当する額を減 じた額とする。ただし、手当（地域手当及び期末手当を除く。）の額の算出の 基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第 2 1 号

手数料条例及び豊中市建築基準法施行条例の一部
を改正する条例の設定について

手数料条例及び豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する
条例を次のように設定するものとする。

令和 3 年（2 0 2 1 年）2 月 2 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正により建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象に中規模の非住宅建築物が追加されたことに伴い，建築物エネルギー消費性能確保計画建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の額を定めるとともに，その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例及び豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 手数料条例(平成12年豊中市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)				(改 正 後)			
別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係				別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
1	第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)の認定の申請又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(第5	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、認定等の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) 非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))をいう。以下この表において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。)ア 認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上2,000	1	第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)の認定の申請又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(第5	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、認定等の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) 非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))をいう。以下この表において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。)ア 認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上1,000

(現 行)		(改 正 後)	
<p>6条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)が第54条第1項各号に掲げる基準(以下この表において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この表において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の第53条第1項の認定若しくは第55条第1項の変更の認定(以下この表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)に対する審査</p>	<p>平方メートル未満のものは30,700円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円, 50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>イ 認定等に係る評価方法がその他のもの モデル建物法による場合にあつては床面積の合計が300平方メートル未満のものは101,500円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは168,500円, 2,000平方メ</p>	<p>6条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)が第54条第1項各号に掲げる基準(以下この表において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この表において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の第53条第1項の認定若しくは第55条第1項の変更の認定(以下この表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)に対する審査</p>	<p>平方メートル未満のものは19,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円, 50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>イ 認定等に係る評価方法がその他のもの モデル建物法による場合にあつては床面積の合計が300平方メートル未満のものは101,500円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは128,600円, 1,000平方メ</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>一トール以上5,000平方メートル未満のものは271,200円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは353,400円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは424,200円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは497,300円,50,000平方メートル以上のものは643,400円,その他の場合にあつては床面積の合計が300平方メートル未満のものは261,300円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは421,200円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは600,000円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは738,500円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは872,400円,25,</p>				<p>一トール以上2,000平方メートル未満のものは168,500円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは271,200円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは353,400円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは424,200円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは497,300円,50,000平方メートル以上のものは643,400円,その他の場合にあつては床面積の合計が300平方メートル未満のものは261,300円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは326,800円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは421,200円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは600,000円,5,000平</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは994,900円, 50,000平方メートル以上のものは1,240,000円				方メートル以上10,000平方メートル未満のものは738,500円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは872,400円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは994,900円, 50,000平方メートル以上のものは1,240,000円
(2)~(4) (省 略)				(2)~(4) (省 略)			
(省 略)				(省 略)			
3	第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の建築物の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき, 変更の認定の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ, 当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) 非住宅建築物 ア 変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの 変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは1	3	第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の建築物の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき, 変更の認定の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ, 当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) 非住宅建築物 ア 変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの 変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは1

(現 行)			(改 正 後)		
く。)に対する審査		<p>6,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは114,900円, 50,000平方メートル以上のものは160,600円</p> <p>イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの</p> <p>モデル建物法による場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは51,400円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは84,900円, 2,000平方</p>	く。)に対する審査		<p><u>0,100円, 1,000平方メートル以上</u>2,000平方メートル未満のものは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは114,900円, 50,000平方メートル以上のものは160,600円</p> <p>イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの</p> <p>モデル建物法による場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは51,400円, 300平方メートル以上<u>1,000平方メートル未満のもの</u>は64,900円, 1,000平方</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>メートル以上5,000平方メートル未満のものは136,200円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,300円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは212,700円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは249,200円, 50,000平方メートル以上のものは322,300円, その他の場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは131,300円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは211,200円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは300,600円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは369,800円, 10,000平方メートル以上25,000平方</p>				<p>メートル以上2,000平方メートル未満のものは84,900円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは136,200円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,300円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは212,700円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは249,200円, 50,000平方メートル以上のものは322,300円, その他の場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは131,300円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは164,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは211,200円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の</p>

(現 行)			(改 正 後)		
		メートル未満のものは436,800円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは498,100円, 50,000平方メートル以上のものは620,600円			ものは300,600円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは369,800円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは436,800円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは498,100円, 50,000平方メートル以上のものは620,600円
		(2)~(4) (省 略)			(2)~(4) (省 略)
4	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（第55条第1項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認	認定低炭素建築物新築等計画の評価方法及び(2)に掲げる低炭素建築物新築等計画の評価方法及び(2)に定める額	4	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（第55条第1項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認	認定低炭素建築物新築等計画の評価方法及び(2)に掲げる低炭素建築物新築等計画の評価方法及び(2)に定める額
		(1) 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更（第55条第1項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法及び(2)に掲げる低炭素建築物新築等計画の評価方法及び(2)に定める額			(1) 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更（第55条第1項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法及び(2)に掲げる低炭素建築物新築等計画の評価方法及び(2)に定める額
		建築物の(1) 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更（第55条第1項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法及び(2)に掲げる低炭素建築物新築等計画の評価方法及び(2)に定める額			建築物の(1) 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更（第55条第1項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法及び(2)に掲げる低炭素建築物新築等計画の評価方法及び(2)に定める額
		床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは91,600円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,9			床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは19,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700

(現 行)		(改 正 後)	
<p>定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)</p>	<p>00円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円, 50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>モデル建物法による場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは271,200円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは353,400円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは424,200円, 25,000平方メートル以上50,000平方メ</p>	<p>定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)</p>	<p>円, <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円</u>, <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円</u>, <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円</u>, <u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円</u>, <u>50,000平方メートル以上のものは319,900円</u></p> <p>(2) その他のもの</p> <p>モデル建物法による場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満のものは128,600円</u>, <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは168,500円</u>, <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは271,200円</u>, <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未</u></p>

(現 行)		(改 正 後)	
		<p>一ト未満のものは497,300円,50,000平方メートル以上のものは643,400円,その他の場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは600,000円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは738,500円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは872,400円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは994,900円,50,000平方メートル以上のものは1,240,000円</p>	<p>満のものは353,400円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは424,200円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは497,300円,50,000平方メートル以上のものは643,400円,その他の場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは326,800円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは421,200円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは600,000円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは738,500円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは872,400円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは994,900円,50,000</p>

(現 行)				(改 正 後)			
							平方メートル以上のものは1, 240, 000円
5	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第4条の2の規定に基づく新築等計画の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）	認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の評価方法が同一である軽微な変更に関する証明手数料	書面の交付を受けようとする次の(1)及び(2)に掲げる低炭素建築物新築等計画の評価方法の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額 (1) 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの 書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは46,400円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは114,900円, 50,000平方メートル以上のものは160,600円	5	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第4条の2の規定に基づく新築等計画の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）	認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の評価方法が同一である軽微な変更に関する証明手数料	書面の交付を受けようとする次の(1)及び(2)に掲げる低炭素建築物新築等計画の評価方法の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額 (1) 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの 書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは10,100円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは114,900円, 50,000平方

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>(2) その他のもの</p> <p>モデル建物法による場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは136,200円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,300円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは212,700円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは249,200円, 50,000平方メートル以上のものは322,300円, その他の場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは300,600円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは369,800円, 10,000平</p>				<p>メートル以上のものは160,600円</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>モデル建物法による場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは64,900円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは84,900円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは136,200円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,300円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは212,700円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは249,200円, 50,000平方メートル以上のものは322,300円, その他の場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			方メートル以上25,000平方メートル未満のものは436,800円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは498,100円, 50,000平方メートル以上のものは620,600円				の合計が1,000平方メートル未満のものは164,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは211,200円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは300,600円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは369,800円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは436,800円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは498,100円, 50,000平方メートル以上のものは620,600円
(省 略)				(省 略)			
備考 (省 略)				備考 (省 略)			
別表第31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)関係				別表第31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
1	第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合	建築物エネルギー消費性能確保計	判定等に係る次の(1)及び(2)に応じ,当該(1)及び(2)に定める額	1	第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合	建築物エネルギー消費性能確保計	判定等に係る次の(1)及び(2)に応じ,当該(1)及び(2)に定める額

(現 行)		(改 正 後)	
<p>性判定（第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この表において「判定」という。）</p> <p>又は第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定（以下この表において「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において同じ。）に係る建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が第2条第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（以下こ</p>	<p>画建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>(1) モデル建物法（省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。以下この項、3の項及び4の項において同じ。）によるもの</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のものは166,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円、5,000平方メートル未満のものは351,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円、50,000平方メートル以上のものは641,100円</p>	<p>性判定（第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この表において「判定」という。）</p> <p>又は第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定（以下この表において「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において同じ。）に係る建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準</p>	<p>画建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>(1) 工場等のみのもの</p> <p>ア 判定等に係る建築物の評価方法がモデル建物法（省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。以下この項、3の項、4の項及び11の項において同じ。）によるもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートル未満のものは21,600円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは30,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは43,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは108,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは163,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは202,8</p>

(現 行)		(改 正 後)	
<p>の表において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項及び3の項において同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の第12条第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定(以下この表において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</p>		<p>(以下この表において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項及び3の項において同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の第12条第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定(以下この表において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</p>	<p><u>00円, 25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のものは251, 500円, 50, 000平方メートル以上のものは349, 700円</u></p> <p>イ 判定等に係る建築物の評価方法がその他のもの</p> <p><u>床面積の合計が300平方メートル未満のものは26, 200円, 300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のものは35, 400円, 1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のものは49, 100円, 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のものは116, 000円, 5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のものは171, 600円, 10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のものは211, 9</u></p>

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>(2) <u>その他のもの</u></p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のものは418,900円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは597,700円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは736,200円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは870,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは992,600円, 50,000平方メートル以上のものは1,237,700円</p>				<p>00円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは262,100円, 50,000平方メートル以上のものは362,600円</p> <p>(2) <u>その他のもの</u></p> <p>ア 判定等に係る建築物の評価方法がモデル建物法によるもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートル未満のものは99,200円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは126,300円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円, 10,000平</p>

(現 行)				(改 正 後)			
							<u>方メートル以上25,000平</u> <u>方メートル未満のものは42</u> <u>1,900円,25,000平</u> <u>方メートル以上50,000平</u> <u>方メートル未満のものは49</u> <u>5,000円,50,000平</u> <u>方メートル以上のものは64</u> <u>1,100円</u> イ <u>判定等に係る建築物の評価</u> <u>方法がその他のもの</u> <u>床面積の合計が300平方</u> <u>メートル未満のものは259,</u> <u>000円,300平方メートル</u> <u>以上1,000平方メートル未</u> <u>満のものは324,500円,</u> <u>1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満の</u> <u>ものは418,900円,2,</u> <u>000平方メートル以上5,0</u> <u>00平方メートル未満のもの</u> <u>は597,700円,5,00</u> <u>0平方メートル以上10,00</u> <u>0平方メートル未満のものは</u> <u>736,200円,10,00</u>

(現 行)				(改 正 後)			
							<u>0平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは870,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは992,600円, 50,000平方メートル以上のものは1,237,700円</u>
2	<p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画（第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に係る他の建築物（第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）の判定等（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認（登録建築物</p>	<p>他の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>次の(1)及び(2)に掲げる判定等の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額</p> <p>(1) 判定</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは91,600円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円, 50,000平方メートル以上のものは319,900</p>	2	<p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画（第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に係る他の建築物（第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）の判定等（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認（登録建築物</p>	<p>他の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>次の(1)及び(2)に掲げる判定等の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額</p> <p>(1) 判定</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは19,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは</p>

(現 行)		(改 正 後)	
<p>エネルギー消費性能判定機関（第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。）による確認を含む。以下この項において同じ。）を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することの確認</p>	<p>円</p> <p>(2) 変更の判定</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のものは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは114,900円、50,000平方メートル以上のものは160,600円</p>	<p>エネルギー消費性能判定機関（第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。）による確認を含む。以下この項において同じ。）を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することの確認</p>	<p>のは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>(2) 変更の判定</p> <p>床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,100円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円</p>

(現 行)				(改 正 後)			
	を受ける場合に係るものに限る。)に対する審査				を受ける場合に係るものに限る。)に対する審査		のは114,900円,50,000平方メートル以上のものは160,600円
3	変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)に対する審査(前項に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能確保計画	変更の判定に係る次の(1)及び(2)に掲げる建築物の用途の区分に応じ,当該(1)及び(2)に定める額 <u>(1) モデル建物法によるもの</u> 変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは135,100円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは176,200円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは211,600円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは248,100円,50,000平方メートル以上のものは321,100円	3	変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)	建築物エネルギー消費性能確保計画	変更の判定に係る次の(1)及び(2)に掲げる建築物の用途の区分に応じ,当該(1)及び(2)に定める額 <u>(1) 工場等のみのもの</u> ア 変更の判定に係る建築物の評価方法がモデル建物法によるもの 変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは15,800円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは22,100円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは54,800円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは82,200円,10,000平方メートル以上25,

(現 行)				(改 正 後)			
							<u>000平方メートル未満のもの</u> <u>のは102,000円,25,</u> <u>000平方メートル以上50,</u> <u>000平方メートル未満のもの</u> <u>のは126,400円,50,</u> <u>000平方メートル以上のもの</u> <u>のは175,400円</u> イ <u>変更の判定に係る建築物の</u> <u>評価方法がその他のもの</u> <u>変更の判定に係る建築物の</u> <u>部分の床面積の合計が1,00</u> <u>0平方メートル未満のものは</u> <u>18,300円,1,000平</u> <u>方メートル以上2,000平方</u> <u>メートル未満のものは25,1</u> <u>00円,2,000平方メー</u> <u>ル以上5,000平方メートル</u> <u>未満のものは58,700円,</u> <u>5,000平方メートル以上1</u> <u>0,000平方メートル未満の</u> <u>ものは86,400円,10,</u> <u>000平方メートル以上25,</u> <u>000平方メートル未満のもの</u> <u>のは106,600円,25,</u>

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>(2) <u>その他のもの</u></p> <p><u>変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは299,500円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは368,700円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは435,700円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは496,900円, 50,000平方メートル以上のものは619,500円</u></p>				<p><u>000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは131,700円, 50,000平方メートル以上のものは181,900円</u></p> <p>(2) <u>その他のもの</u></p> <p><u>ア 変更の判定に係る建築物の評価方法がモデル建物法によるもの</u></p> <p><u>変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは63,700円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは83,700円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは135,100円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは176,200円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは211,600円, 2</u></p>

(現 行)				(改 正 後)			
							<u>5,000平方メートル以上5</u> <u>0,000平方メートル未満の</u> <u>ものは248,100円,50,</u> <u>000平方メートル以上のも</u> <u>のは321,100円</u> イ <u>変更の判定に係る建築物の</u> <u>評価方法がその他のもの</u> <u>変更の判定に係る建築物の</u> <u>部分の床面積の合計が1,00</u> <u>0平方メートル未満のものは</u> <u>162,900円,1,000</u> <u>平方メートル以上2,000平</u> <u>方メートル未満のものは21</u> <u>0,000円,2,000平方</u> <u>メートル以上5,000平方メ</u> <u>ートル未満のものは299,5</u> <u>00円,5,000平方メー</u> <u>トル以上10,000平方メー</u> <u>トル未満のものは368,700</u> <u>円,10,000平方メートル</u> <u>以上25,000平方メートル</u> <u>未満のものは435,700</u> <u>円,25,000平方メートル</u> <u>以上50,000平方メートル</u>

(現 行)				(改 正 後)			
							未満のものは496,900円, 50,000平方メートル以上のものは619,500円
4	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料	書面の交付を受けようとする次の建築物の評価方法の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額 <u>(1) モデル建物法によるもの</u> 書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは135,100円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは176,200円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは211,600円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは248,100円, 50,000平方メートル以上のものは321,100円	4	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料	書面の交付を受けようとする次の建築物の用途の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額 <u>(1) 工場等のみのもの</u> ア 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がモデル建物法によるもの 書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは15,800円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは22,100円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは54,800円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは82,200円

(現 行)				(改 正 後)			
							<p>円, 10,000平方メートル 以上25,000平方メートル 未満のものは102,000 円, 25,000平方メートル 以上50,000平方メートル 未満のものは126,400 円, 50,000平方メートル 以上のものは175,400円</p> <p>イ 書面の交付を受けようとする 建築物の評価方法がその他 のもの</p> <p>書面の交付を受けようとする 建築物の住宅以外の用途に 供する部分の床面積の合計が 1,000平方メートル未満の ものは18,300円, 1,0 00平方メートル以上2,00 0平方メートル未満のものは 25,100円, 2,000平方 メートル以上5,000平方 メートル未満のものは58,7 00円, 5,000平方メー トル以上10,000平方メー トル未満のものは86,400</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>(2) <u>その他のもの</u></p> <p><u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは299,500円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは368,700円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは435,700円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは496,900円, 50,000平方メートル以上のものは619,500円</u></p>				<p><u>円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは106,600円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは131,700円, 50,000平方メートル以上のものは181,900円</u></p> <p>(2) <u>その他のもの</u></p> <p><u>ア 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がモデル建物法によるもの</u></p> <p><u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは63,700円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは83,700円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは135,100円, 5,000平方メートル以上10,000平方メー</u></p>

(現 行)				(改 正 後)			
							<u>トル未満のものは176,200円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは211,600円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは248,100円,50,000平方メートル以上のものは321,100円</u> <u>イ 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がその他のもの</u> <u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは162,900円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは210,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは299,500円,5,000平方メートル以上10,000平</u>

(現 行)				(改 正 後)			
							<u>方メートル未満のものは36</u> <u>8,700円,10,000平</u> <u>方メートル以上25,000平</u> <u>方メートル未満のものは43</u> <u>5,700円,25,000平</u> <u>方メートル以上50,000平</u> <u>方メートル未満のものは49</u> <u>6,900円,50,000平</u> <u>方メートル以上のものは61</u> <u>9,500円</u>
5	第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）（同条第3項各号に掲げる事項（以下この表において「他の建築物に係る事項」という。）を記載している場合に係るものを除く。以下この項において同じ。）の認定の申請及び第31	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請から（4）までに定める額を合算した額	認定申請1件につき、認定等の申請に係る次の（1）から（4）までに掲げる建築物の区分に応じ、当該（1）から（4）までに定める額を合算した額	5	第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）（同条第3項各号に掲げる事項（以下この表において「他の建築物に係る事項」という。）を記載している場合に係るものを除く。以下この項において同じ。）の認定の申請及び第36	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請から（4）までに定める額を合算した額	認定申請1件につき、認定等の申請に係る次の（1）から（4）までに掲げる建築物の区分に応じ、当該（1）から（4）までに定める額を合算した額
			（1）非住宅建築物（住宅（人の居住の用に供する建築物（共用部分を含む。）をいう。以下この表において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。） ア 認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認め				

(現 行)		(改 正 後)	
<p>条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が第30条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「性能向上基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から10の項までにおいて同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の第29条第1項の認定若しくは第31条第1項の変更の認定（以下この表において「認定等」という。）に係る評価方法</p>	<p>もの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>イ 認定等に係る評価方法がその他のもの</p>	<p>条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が第35条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「性能向上基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から10の項までにおいて同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の第34条第1項の認定若しくは第36条第1項の変更の認定（以下この表において「認定等」という。）に係る評価方法</p>	<p>もの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>イ 認定等に係る評価方法がその他のもの</p>

(現 行)		(改 正 後)	
<p>と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。) に対する審査</p>	<p>モデル建物法(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。以下この項及び8の項から10の項までにおいて同じ。)による場合にあつては床面積の合計が300平方メートル未満のものは99,200円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円, 50,000平方メートル以上のものは</p>	<p>と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。) に対する審査</p>	<p>モデル建物法(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。以下この項及び8の項から10の項までにおいて同じ。)による場合にあつては床面積の合計が300平方メートル未満のものは99,200円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは126,300円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円, 25,000平方メートル以上50,000平</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>641,100円,その他の場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは259,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは418,900円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは597,700円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは736,200円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは870,100円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは992,600円,50,000平方メートル以上のものは1,237,700円</p>				<p>方メートル未満のものは495,000円,50,000平方メートル以上のものは641,100円,その他の場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは259,000円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは324,500円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは418,900円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは597,700円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは736,200円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは870,100円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは992,600円,50,</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			(2)～(4) (省 略)			000平方メートル以上のものは1, 237, 700円	(2)～(4) (省 略)
6	第29条第1項の規定に基づく認定の申請（認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に限る。）料	複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に限る。）に対する審査	認定等の申請に係る1の建築物ごとに次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額 (1) 第29条第1項の規定に基づく認定の申請の場合及び第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に	6	第34条第1項の規定に基づく認定の申請（認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に限る。）料	複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に限る。）に対する審査	認定等の申請に係る1の建築物ごとに次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額 (1) 第34条第1項の規定に基づく認定の申請の場合及び第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>記載している場合に係るものに限る。) の場合</p> <p>前項に規定する額</p> <p>(2) <u>第31条第1項</u>の規定に基づく変更の認定の申請(当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合, 認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものを除く。) の場合</p> <p>8の項に規定する額</p>				<p>記載している場合に係るものに限る。) の場合</p> <p>前項に規定する額</p> <p>(2) <u>第36条第1項</u>の規定に基づく変更の認定の申請(当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合, 認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものを除く。) の場合</p> <p>8の項に規定する額</p>
7	<u>第30条第2項</u> (<u>第31条第2項</u> において準用する場合を含む。) の規定	建築基準関係規定の適合審査を伴	当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合に	7	<u>第35条第2項</u> (<u>第36条第2項</u> において準用する場合を含む。) の規定	建築基準関係規定の適合審査を伴	当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合に

(現 行)				(改 正 後)			
	に基づく申出による建築基準関係規定の適合審査を伴う第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	あつては5の項に規定する額(第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)にあつては、次項に規定する額)、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合にあつては前項に規定する額に(1)、(2)又は(3)の額を加えた額(1)～(3) (省略)		に基づく申出による建築基準関係規定の適合審査を伴う第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	あつては5の項に規定する額(第36条第2項において準用する第35条第2項の規定に基づく申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)にあつては、次項に規定する額)、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合にあつては前項に規定する額に(1)、(2)又は(3)の額を加えた額(1)～(3) (省略)
8	第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(5の項及び6の項に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、変更の認定の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) 非住宅建築物 ア 変更の認定に係る評価方法	8	第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(5の項及び6の項に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、変更の認定の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) 非住宅建築物 ア 変更の認定に係る評価方法

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの</p> <p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは114,900円, 50,000平方メートル以上のものは160,600円</p>				<p>が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの</p> <p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,100円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは114,900円, 50,000平方メー</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの</p> <p>モデル建物法による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは50,200円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは83,700円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは135,100円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは176,200円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは211,600円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは248,100円, 50,000平方メートル</p>				<p>トル以上のものは160,600円</p> <p>イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの</p> <p>モデル建物法による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは50,200円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは63,700円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは83,700円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは135,100円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは176,200円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは211,600円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル以上5</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>以上のものは321,100円,その他の場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは130,100円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは210,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは299,500円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは368,700円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは435,700円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは496,900円,50,000平方メートル以上のものは619,500円</p>				<p>0,000平方メートル未満のものは248,100円,50,000平方メートル以上のものは321,100円,その他の場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは130,100円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは162,900円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは210,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは299,500円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは368,700円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは435,700円,25,000平方メートル以上50,000平</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			(2)~(4) (省 略)				方メートル未満のものは496,900円,50,000平方メートル以上のものは619,500円 (2)~(4) (省 略)
9	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定に基づく書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(第31条第1項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の評価方法が同一でない軽微な変更に関する証明手数料	当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに書面の交付を受けようとする次の(1)及び(2)に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額 (1) 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認められたもの 書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは91,600円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円,25,	9	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定に基づく書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(第36条第1項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の評価方法が同一でない軽微な変更に関する証明手数料	当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに書面の交付を受けようとする次の(1)及び(2)に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額 (1) 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認められたもの 書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは19,000円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円,5,000平

(現 行)			(改 正 後)		
		<p>000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円, 50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>(2) その他のもの モデル建物法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは269,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満</p>			<p>方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円, 50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>(2) その他のもの モデル建物法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは126,300円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは</p>

(現 行)			(改 正 後)		
		<p>のものは495,000円,50,000平方メートル以上のものは641,100円,その他の場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは597,700円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは736,200円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは870,100円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは992,600円,50,000平方メートル以上のものは1,237,700円</p>			<p>351,100円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円,50,000平方メートル以上のものは641,100円,その他の場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは324,500円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは418,900円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは597,700円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは736,200円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは870,100円,25,0</p>

(現 行)				(改 正 後)			
							00平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは992,600円,50,000平方メートル以上のものは1,237,700円
10	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定に基づく書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の評価方法が同一である軽微な変更に関する証明手数料	当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに書面の交付を受けようとする次の(1)及び(2)に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額 (1) 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの 書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは46,400円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円,25,	10	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定に基づく書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の評価方法が同一である軽微な変更に関する証明手数料	当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに書面の交付を受けようとする次の(1)及び(2)に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額 (1) 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの 書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは10,100円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円,5,000平

(現 行)			(改 正 後)		
		<p>000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは114,900円, 50,000平方メートル以上のものは160,600円</p> <p>(2) その他のもの モデル建物法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは135,100円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは176,200円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは211,600円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満</p>			<p>方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは114,900円, 50,000平方メートル以上のものは160,600円</p> <p>(2) その他のもの モデル建物法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは63,700円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは83,700円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは135,100円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは17</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>のものは248,100円,50,000平方メートル以上のものは321,100円,その他の場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものは299,500円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは368,700円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは435,700円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは496,900円,50,000平方メートル以上のものは619,500円</p>				<p>6,200円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは211,600円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは248,100円,50,000平方メートル以上のものは321,100円,その他の場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは162,900円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは210,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは299,500円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは368,700円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは435,700円,25,000</p>

(現 行)				(改 正 後)			
							平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは496,900円, 50,000平方メートル以上のものは619,500円
1 1	第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準認定申請手数料	認定申請1件につき, 認定の申請をしようとする次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ, 当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) 非住宅建築物 ア 認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたものの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 1	第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準認定申請手数料	認定申請1件につき, 認定の申請をしようとする次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ, 当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) 非住宅建築物 ア 認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたものの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>は91,600円, 5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のものは1 44,900円, 10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のものは1 82,900円, 25,000 平方メートル以上50,000 平方メートル未満のものは2 28,600円, 50,000 平方メートル以上のものは3 19,900円</p> <p>イ 認定に係る評価方法がその 他のもの モデル建物法(省令第1条第 1項第1号ロの基準に適合す ることを確認することをい う。)による場合にあっては床 面積の合計が300平方メー トル未満のものは99,200 円, 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の</p>				<p>は30,700円, 2,000 平方メートル以上5,000平 方メートル未満のものは91, 600円, 5,000平方メー トル以上10,000平方メー トル未満のものは144,90 0円, 10,000平方メー トル以上25,000平方メー トル未満のものは182,900 円, 25,000平方メートル 以上50,000平方メートル 未満のものは228,600 円, 50,000平方メートル 以上のものは319,900円</p> <p>イ 認定に係る評価方法がその 他のもの モデル建物法による場合に あっては床面積の合計が30 0平方メートル未満のものは 99,200円, 300平方メー トル以上1,000平方メー トル未満のものは126,30 0円, 1,000平方メートル 以上2,000平方メートル未</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>ものは166,200円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円,50,000平方メートル以上のものは641,100円,その他の場合にあつては床面積の合計が300平方メートル未満のものは259,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは418,900円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは597,700円,5,000平方メートル</p>				<p>満のものは166,200円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円,50,000平方メートル以上のものは641,100円,その他の場合にあつては床面積の合計が300平方メートル未満のものは259,000円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは324,500円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは418,900円,2,000平方メートル</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			ル以上10,000平方メートル未満のものは736,200円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは870,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは992,600円, 50,000平方メートル以上のものは1,237,700円				メートル以上5,000平方メートル未満のものは597,700円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは736,200円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは870,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは992,600円, 50,000平方メートル以上のものは1,237,700円
			(2)~(4) (省 略)				(2)~(4) (省 略)
1 2	第30条第1項(第31条第2項において準用する場合を含む。)又は第36条第2項の認定を受けたことの証明		(省 略)	1 2	第35条第1項(第36条第2項において準用する場合を含む。)又は第41条第2項の認定を受けたことの証明		(省 略)
備考 1~8 (省 略)				備考 1~8 (省 略) 9 この表において「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。			

(現 行)	(改 正 後)
<p>9 (省 略)</p> <p>10 この表の1の項から3の項までにおいて「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の<u>床面積の合計</u>をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る<u>部分の床面積</u>の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>11 この表の5の項において「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物につ</p>	<p>10 この表において「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。</p> <p>11 (省 略)</p> <p>12 この表の1の項、3の項及び4の項において「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の<u>床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。）又は改築の判定等であって、当該増築又は改築に係る建築物のうち当該増築又は改築をする部分以外の部分に省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）の合計</u>をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の<u>床面積の合計</u>の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>13 この表の2の項において「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の<u>床面積の合計</u>をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の<u>床面積の合計</u>の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>14 この表の5の項において「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物につ</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>いて省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合（以下この表において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。）については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、<u>第31条第1項</u>の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p><u>12</u> (省 略)</p> <p><u>13</u> 備考の9及び備考の12に定めるもののほか、この表の7の項の(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。</p> <p><u>14～17</u> (省 略)</p>	<p>いて省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合（以下この表において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。）については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、<u>第36条第1項</u>の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p><u>15</u> (省 略)</p> <p><u>16</u> 備考の11及び備考の15に定めるもののほか、この表の7の項の(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。</p> <p><u>17～20</u> (省 略)</p>

(豊中市建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 豊中市建築基準法施行条例（平成16年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(確認及び検査等の手数料)	(確認及び検査等の手数料)

(現 行)

第64条 (省 略)

2～6 (省 略)

7 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請(当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定に基づく通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。)をしようとする者は、第2項及び第5項に定める手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	床面積の合計	金額
1	2,000平方メートル未満のもの	112,800円
2	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	181,300円
3	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	235,400円
4	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	282,500円
5	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	331,500円
6	50,000平方メートル以上のもの	428,100円

(改 正 後)

第64条 (省 略)

2～6 (省 略)

7 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請(当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定に基づく通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。)をしようとする者は、第2項及び第5項に定める手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	区分		金額
	床面積の合計	建築物の用途	
1	1,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	19,500円
		その他のもの	85,500円
2	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	27,900円
		その他のもの	112,800円
3	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	70,200円
		その他のもの	181,300円
4	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	105,400円
		その他のもの	235,400円
5	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	131,600円
		その他のもの	282,500円

(現 行)	(改 正 後)		
	6	25,000平方メートル以上 工場等のみのもの	163,300円
		50,000平方メートル未満 その他のもの	331,500円
		のもの	
	7	50,000平方メートル以上 工場等のみのもの	226,900円
		のもの	428,100円
<p>8～12 (省 略)</p> <p>13 第7項の表の中欄に掲げる床面積の合計は、建築物省エネルギー法第2条第3号の規定に基づく<u>建築物エネルギー消費性能基準</u>に適合させなければならない建築物の部分の<u>床面積</u>の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合<u>（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）</u>において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物省エネルギー法第31条第1項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を建築物省エネルギー法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p>	<p>8～12 (省 略)</p> <p>13 第7項の表の中欄に掲げる床面積の合計は、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号の規定に基づく<u>建築物エネルギー消費性能基準</u>（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の<u>床面積</u>（<u>増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。以下この項において同じ。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）</u>）をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）</u>の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物省エネルギー法第36条第1項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を建築物省エネルギー法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p>		

(現 行)	(改 正 後)
<p>14～16 (省 略)</p>	<p>14 <u>第7項の表の中欄に掲げる建築物の用途は、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。</u></p> <p>15 <u>第7項の表の中欄に掲げる工場等は、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。</u></p> <p>16～18 (省 略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の手数料条例別表第28の2及び別表第31の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請及び書面の交付に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請及び書面の交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の豊中市建築基準法施行条例第64条第7項の規定は、施行日以後にされる申請及び通知に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請及び通知に係る手数料については、なお従前の例による。

市議案第 22 号

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における介護保険第
1 号被保険者の保険料率を定めるとともに、所得の低い介護保
険第 1 号被保険者の保険料率についての減額措置その他所要の
規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例

豊中市介護保険条例（平成12年豊中市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>（保険料率）</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「法施行令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>37, 248円</u></p> <p>（2）法施行令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>54, 009円</u></p> <p>（3）法施行令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55, 872円</u></p> <p>（4）法施行令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>65, 184円</u></p> <p>（5）法施行令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74, 496円</u></p> <p>（6）次のいずれかに該当する者 <u>84, 180円</u></p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、<u>第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から法施行令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額</u>とする。以下同じ。）が1, 200, 000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「法施行令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38, 202円</u></p> <p>（2）法施行令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55, 392円</u></p> <p>（3）法施行令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57, 303円</u></p> <p>（4）法施行令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66, 853円</u></p> <p>（5）法施行令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76, 404円</u></p> <p>（6）次のいずれかに該当する者 <u>86, 336円</u></p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、<u>第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から法施行令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下同じ。）が1, 200, 000円未満であり、</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ，第8号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ，第13号イ，第14号イ<u>若しくは第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>84, 552円</u></p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ，第13号イ，第14号イ<u>若しくは第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>94, 237円</u></p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ，第13号イ，第14号イ<u>若しくは第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ，第8号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ，第13号イ，第14号イ，<u>第15号イ，第16号イ若しくは第17号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>86, 718円</u></p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ，第13号イ，第14号イ，<u>第15号イ，第16号イ若しくは第17号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>96, 651円</u></p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ，第13号イ，第14号イ，<u>第15号イ，第16号イ若しくは第17号イ</u>に該当する者を除く。）</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>94, 982円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,900,000円以上<u>2,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(法施行令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ,第11号イ,第12号イ,第13号イ,第14号イ<u>若しくは第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>112, 861円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,000,000円</u>以上2,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(法施行令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ,第12号イ,第13号イ,第14号イ<u>若しくは第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>113, 606円</u></p> <p>ア 合計所得金額が2,900,000円以上<u>3,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(法施行令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ,第13号イ,第14号イ<u>若しくは第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>97, 415円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,900,000円以上<u>2,100,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(法施行令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ,第11号イ,第12号イ,第13号イ,第14号イ,<u>第15号イ,第16号イ若しくは第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>115, 752円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,100,000円</u>以上2,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(法施行令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ,第12号イ,第13号イ,第14号イ,<u>第15号イ,第16号イ若しくは第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>116, 516円</u></p> <p>ア 合計所得金額が2,900,000円以上<u>3,200,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(法施行令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ,第13号イ,第14号イ,<u>第15号イ,第16号イ若しくは第17号イ</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>132, 230円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>3,000,000円</u>以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、<u>第14号イ若しくは第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>141, 542円</u></p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは<u>第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>148, 992円</u></p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は<u>次号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>163, 891円</u></p> <p>ア (省 略)</p>	<p>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>135, 617円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>3,200,000円</u>以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、<u>第14号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>145, 167円</u></p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、<u>第15号イ、第16号イ若しくは第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>152, 808円</u></p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は<u>次号イ、第16号イ若しくは第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>168, 088円</u></p> <p>ア (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(16) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>178,790円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,348円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>35,385</u></p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第17号イに該当する者を除く。）</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>191,010円</u> ア <u>合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 <u>213,931円</u> ア <u>合計所得金額が15,000,000円以上25,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（法施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(18) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>236,852円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,921円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわ</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>円とする。</p> <p>4 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>52, 147</u>円とする。</p> <p>(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)</p> <p>第 5 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に法施行令第 39 条第 1 項第 1 号イ (同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び (1) に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第 2 号ロ, 第 3 号ロ, 第 4 号ロ若しくは第 5 号ロ又は第 3 条第 1 項第 6 号イ, 第 7 号イ, 第 8 号イ, 第 9 号イ, 第 10 号イ, 第 11 号イ, 第 12 号イ, 第 13 号イ, 第 14 号イ若しくは第 15 号イに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から法施行令第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は第 3 条第 1 項第 6 号から第 15 号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～15 (省 略)</p>	<p>らず、<u>36, 291</u>円とする。</p> <p>4 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 3 年度から令和 5 年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>53, 482</u>円とする。</p> <p>(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)</p> <p>第 5 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に法施行令第 39 条第 1 項第 1 号イ (同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び (1) に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第 2 号ロ, 第 3 号ロ, 第 4 号ロ若しくは第 5 号ロ又は第 3 条第 1 項第 6 号イ, 第 7 号イ, 第 8 号イ, 第 9 号イ, 第 10 号イ, 第 11 号イ, 第 12 号イ, 第 13 号イ, 第 14 号イ, <u>第 15 号イ, 第 16 号イ</u>若しくは第 <u>17 号イ</u>に該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から法施行令第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は第 3 条第 1 項第 6 号から第 <u>17 号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～15 (省 略)</p> <p><u>16 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア, 第7号ア, 第8号ア, 第9号ア, 第10号ア, 第11号ア, 第12号ア, 第13号ア, 第14号ア, 第15号ア, 第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については, 同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは, 「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については, 同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には, 零とする。)によるものとし, 租税特別措置法」とする。</u></p> <p><u>17 前項の規定は, 令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において, 同項中「令和2年」とあるのは, 「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>18 附則第16項の規定は, 令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において, 同項中「令和2年」とあるのは, 「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

- 1 この条例は, 令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までの各年度における保険料率については, なお従前の例による。

市議案第 23 号

豊中市保健センター条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市保健センター条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

庄内保健センターの休日における急病患者の診療及び障害者の
歯科診療に関する事業を廃止するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市保健センター条例の一部を改正する条例

豊中市保健センター条例（昭和42年豊中市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(事業)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>豊中市立庄内保健センター及び豊中市立千里保健センター</u>で行う事業は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>豊中市立庄内保健センター</u></p> <p>ア <u>前項各号に掲げる事業</u></p> <p>イ <u>休日における急病患者の診療に関すること。</u></p> <p>ウ <u>障害者の歯科診療に関すること。</u></p> <p>(2) <u>豊中市立千里保健センター 前項第1号及び第4号に掲げる事業</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p><u>(事業に係る使用料等)</u></p> <p>第4条 <u>前条第2項第1号イ及びウに規定する事業に係る使用料及び手数料については、豊中市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年豊中市条例第47号）の料金、手数料及び徴収に関する規定の例による。</u></p> <p>(使用承認)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>(使用制限)</p> <p>第6条 (省 略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、豊中市立千里保健センターで行う事業は、<u>同項第1号及び第4号に掲げる事業とする。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>(使用承認)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>(使用制限)</p> <p>第5条 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(使用承認の取消し等)</p> <p><u>第7条</u> (省 略)</p> <p>(入館の禁止)</p> <p><u>第8条</u> (省 略)</p> <p>(施設に係る使用料等)</p> <p><u>第9条</u> (省 略)</p> <p>(使用料の返還)</p> <p><u>第10条</u> (省 略)</p> <p>(使用者の義務)</p> <p><u>第11条</u> (省 略)</p> <p>(設備の承認等)</p> <p><u>第12条</u> (省 略)</p> <p>2 使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。<u>第7条第1項</u>の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第13条</u> (省 略)</p> <p>(委任規定)</p> <p><u>第14条</u> (省 略)</p>	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p><u>第6条</u> (省 略)</p> <p>(入館の禁止)</p> <p><u>第7条</u> (省 略)</p> <p>(施設に係る使用料等)</p> <p><u>第8条</u> (省 略)</p> <p>(使用料の返還)</p> <p><u>第9条</u> (省 略)</p> <p>(使用者の義務)</p> <p><u>第10条</u> (省 略)</p> <p>(設備の承認等)</p> <p><u>第11条</u> (省 略)</p> <p>2 使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。<u>第6条第1項</u>の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第12条</u> (省 略)</p> <p>(委任規定)</p> <p><u>第13条</u> (省 略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前の診療に係る使用料及び請求に係る手数料については、なお従前の例による。

市議案第 24 号

豊中市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
の設定について

豊中市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

食品衛生法等の改正による営業許可業種の見直しに伴い営業許可に係る手数料の額を定めるとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

豊中市食品衛生法施行条例（平成23年豊中市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の例による。</p> <p>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</p> <p>第3条 <u>食品衛生法施行令第8条第1項</u>に規定する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>第4条 削除</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第5条 市長は、<u>法第52条第1項</u>の許可（以下「営業許可」という。）をしたときは、許可証を交付しなければならない。</p> <p>2 営業許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、前項の許可証を営業の施設の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、<u>自動販売機のみ</u>を用いて営業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>許可業者のうち自動販売機を用いて営業を行う者</u>は、市長が交付する許可済証を自動販売機ごとに当該自動販売機の見やすい箇所に貼り付けな</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。<u>以下「令」という。</u>）の例による。</p> <p>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</p> <p>第3条 <u>令第8条第1項</u>に規定する基準は、次のとおりとする。<u>ただし、法第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県等が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、<u>法第55条第1項</u>の許可（以下「営業許可」という。）をしたときは、許可証を交付しなければならない。</p> <p>2 営業許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、前項の許可証を営業の施設の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、<u>令第35条第2号に掲げる営業</u>を行う場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>令第35条第2号に掲げる営業</u>を行う者は、市長が交付する許可済証を自動販売機ごとに当該自動販売機の見やすい箇所に貼り付けなければなら</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>ればならない。 (廃業等の届出)</p> <p><u>第6条</u></p> <p>1 <u>許可営業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、速やかに、前条第1項の許可証を添えてその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>営業許可に係る営業を廃止した場合 許可営業者</u></p> <p>(2) <u>死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合（法第53条第2項の規定による届出（以下「地位の承継の届出」という。）をする場合を除く。） 戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>許可営業者について破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人</u></p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(手数料)</p> <p><u>第7条</u> (省 略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> (省 略)</p> <p>別表</p>	<p>い。</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p><u>第5条 許可営業者は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第71条の2の届出書を提出するときは、前条第1項の許可証を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>許可営業者又は法第57条第1項の規定による営業の届出をした者（以下「届出営業者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、営業許可に係る営業にあつては、前条第1項の許可証を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合（法第56条第2項の規定による届出（以下「地位の承継の届出」という。）をする場合を除く。） その相続人</u></p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>許可営業者又は届出営業者について破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人</u></p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(手数料)</p> <p><u>第6条</u> (省 略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> (省 略)</p> <p>別表</p>

(現 行)		(改 正 後)			
営業	金額	営業	金額		
飲食店営業	許可	16,000円	許可	16,000円	
	(営業を露店(出店の都度組み立てる組立式店舗又は屋台等をいう。以下同じ。)により行う場合にあっては、8,000円)		(営業を露店(出店の都度組み立てる組立式店舗又は屋台等をいう。以下同じ。)により行う場合にあっては、8,000円)		
	許可の更新	12,800円	許可の更新	12,800円	
	(営業を露店により行う場合にあっては、6,400円)		(営業を露店により行う場合にあっては、6,400円)		
喫茶店営業	許可	9,600円	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	許可	9,600円
	(営業を露店により行う場合にあっては、6,700円)		許可の更新	7,680円	
	許可の更新	7,680円			
	(営業を露店により行う場合にあっては、5,360円)				
菓子製造業	許可	14,000円	食肉販売業	許可	9,600円
	(営業を露店により行う場合にあっては、7,600円)		許可の更新	7,680円	
	許可の更新	11,200円			
	(営業を露店により行う場合にあっては、6,080円)				
あん類製造業	許可	14,000円	魚介類販売業	許可	9,600円
	許可の更新	11,200円	許可の更新	7,680円	
アイスクリーム類製造業	許可	14,000円	魚介類競り売り営業	許可	21,000円
	許可の更新	11,200円	許可の更新	16,800円	
		集乳業	許可	9,600円	
		許可の更新	7,680円		
		乳処理業	許可	21,000円	
		許可の更新	16,800円		
		特別牛乳搾取処理業	許可	21,000円	
		許可の更新	16,800円		
		食肉処理業	許可	21,000円	

(現 行)		(改 正 後)		
乳処理業	許可	21,000円	許可の更新	16,800円
	許可の更新	16,800円	食品の放射線照射業	許可
特別牛乳搾取処理業	許可	21,000円	許可の更新	16,800円
	許可の更新	16,800円	菓子製造業	許可
乳製品製造業	許可	21,000円	許可の更新	11,200円
	許可の更新	16,800円	アイスクリーム類製造業	許可
集乳業	許可	9,600円	許可の更新	11,200円
	許可の更新	7,680円	乳製品製造業	許可
乳類販売業	許可	9,600円	許可の更新	16,800円
	許可の更新	7,680円	清涼飲料水製造業	許可
食肉処理業	許可	21,000円	許可の更新	16,800円
	許可の更新	16,800円	食肉製品製造業	許可
食肉販売業	許可	9,600円	許可の更新	16,800円
	許可の更新	7,680円	水産製品製造業	許可
食肉製品製造業	許可	21,000円	許可の更新	12,800円
	許可の更新	16,800円	冰雪製造業	許可
魚介類販売業	許可	9,600円	許可の更新	16,800円
	許可の更新	7,680円	液卵製造業	許可
魚介類競り売り営業	許可	21,000円	許可の更新	16,800円
	許可の更新	16,800円	食用油脂製造業	許可
魚肉練り製品製造業	許可	16,000円	許可の更新	16,800円
	許可の更新	12,800円	みそ又はしょうゆ製造業	許可
食品の冷凍又は冷蔵業	許可	21,000円	許可の更新	12,800円
	許可の更新	16,800円	酒類製造業	許可

(現 行)		(改 正 後)			
食品の放射線照射業	許可	21,000円	許可の更新	12,800円	
	許可の更新	16,800円	豆腐製造業	許可	14,000円
清涼飲料水製造業	許可	21,000円		許可の更新	11,200円
	許可の更新	16,800円	納豆製造業	許可	14,000円
乳酸菌飲料製造業	許可	14,000円		許可の更新	11,200円
	許可の更新	11,200円	麺類製造業	許可	14,000円
冰雪製造業	許可	21,000円		許可の更新	11,200円
	許可の更新	16,800円	そうざい製造業	許可	21,000円
冰雪販売業	許可	14,000円		許可の更新	16,800円
	許可の更新	11,200円	複合型そうざい製造業	許可	21,000円
食用油脂製造業	許可	21,000円		許可の更新	16,800円
	許可の更新	16,800円	冷凍食品製造業	許可	21,000円
マーガリン又はショートニング製造業	許可	21,000円		許可の更新	16,800円
	許可の更新	16,800円	複合型冷凍食品製造業	許可	21,000円
みそ製造業	許可	16,000円		許可の更新	16,800円
	許可の更新	12,800円	漬物製造業	許可	14,000円
しょうゆ製造業	許可	16,000円		許可の更新	11,200円
	許可の更新	12,800円	密封包装食品製造業	許可	21,000円
ソース類製造業	許可	16,000円		許可の更新	16,800円
	許可の更新	12,800円	食品の小分け業	許可	14,000円
酒類製造業	許可	16,000円		許可の更新	11,200円
	許可の更新	12,800円	添加物製造業	許可	21,000円
豆腐製造業	許可	14,000円		許可の更新	16,800円
	許可の更新	11,200円			

備考 許可営業者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該施設の構造

(現 行)		(改 正 後)
納豆製造業	許可	14,000円
	許可の更新	11,200円
麺類製造業	許可	14,000円
	許可の更新	11,200円
そうざい製造業	許可	21,000円
	許可の更新	16,800円
缶詰又は瓶詰食品製造業	許可	21,000円
	許可の更新	16,800円
添加物製造業	許可	21,000円
	許可の更新	16,800円
備考 許可業者から当該営業を譲り受けた場合であつて、当該営業設備の構造に変更がないときの手数料の金額は、当該営業に係る許可の更新の金額とする。		及び設備に変更がないときの手数料の金額は、当該営業に係る許可の更新の金額とする。

附 則

- この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第3条にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後当該営業について最初に行う許可の申請（改正政令第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第26号及び第28号に掲げる営業の許可の申請を除く。）に係る手数料の金額は、当該営業に係るこの条例による改正後の豊中市食品衛生法施行条例別表に定める許可の更新の金額とする。
- 施行日前の許可の申請に係るこの条例による改正前の豊中市食品衛生法施行条例別表の規定による手数料については、なお従前の例による。
- 手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表第32を削り、別表第31の2を別表第32とする。
- 施行日前の許可の申請に係る前項の規定による改正前の手数料条例別表第32の規定による手数料については、なお従前の例による。

市議案第 25 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

国民健康保険法施行令の改正に伴い，基礎賦課額の所得割額の算定方法を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、<u>第35条の2第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、<u>第35条の2第1項</u>、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (省 略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市国民健康保険条例第10条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

市議案第 26 号

令和 3 年度分の国民健康保険料の料率の特例に関する
条例の設定について

令和 3 年度分の国民健康保険料の料率の特例に関する条例を
次のように設定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

令和 3 年度分の国民健康保険料の基礎賦課額，後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の料率の特例を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

令和3年度分の国民健康保険料の料率の特例に関する条例

豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号）第11条第1項，第11条の5の5第1項及び第11条の9第1項の規定にかかわらず，令和3年度分の国民健康保険料の料率は，次のとおりとする。

(1) 基礎賦課額の保険料率

所得割 100分の8.29

被保険者均等割 28,316円

世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

27,634円

特定世帯 13,817円

特定継続世帯 20,726円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割 100分の2.49

被保険者均等割 8,909円

世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

8,203円

特定世帯 4,102円

特定継続世帯 6,153円

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

所得割 100分の2.26

被保険者均等割 16,248円

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

市議案第 27 号

豊中市屋外広告物条例の一部を改正する条例の設
定について

豊中市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように設
定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

広告物等の許可等に係る手続の見直しに伴い，変更を伴わな
い継続の許可等に係る事前の協議等を不要とするため，提案す
るものである。

豊中市条例第 号

豊中市屋外広告物条例の一部を改正する条例

豊中市屋外広告物条例（平成23年豊中市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(事前の協議等)</p> <p>第12条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市規則で定めるところにより、当該表示し、又は設置しようとする広告物又は掲出物件の内容について、市長と協議を行わなければならない。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(許可)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>4～7 (省 略)</p>	<p>(事前の協議等)</p> <p>第12条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市規則で定めるところにより、当該表示し、又は設置しようとする広告物又は掲出物件の内容について、市長と協議を行わなければならない。<u>ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(許可)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>4～7 (省 略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第 28 号

豊中市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
の設定について

豊中市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

法定外公共物の構造に損害を及ぼしていると認められる放置等物件等について市が除去することを可能とするとともに、除去した放置等物件の保管その他の手続を定めるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

豊中市法定外公共物管理条例（平成16年豊中市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(占 用 料 の 還 付)</p> <p>第10条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) <u>第16条第2項</u>の規定により占用許可を取り消したとき。</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>(占 用 許 可 の 失 効)</p> <p>第14条 占用許可は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>第18条</u>の規定により法定外公共物の用途を廃止したとき。</p> <p>(原 状 回 復)</p> <p>第15条 占有者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに自己の費用をもって法定外公共物を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適當であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>次条</u>の規定により占用許可が取り消されたとき。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(占 用 料 の 還 付)</p> <p>第10条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) <u>第17条第2項</u>の規定により占用許可を取り消したとき。</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>(占 用 許 可 の 失 効)</p> <p>第14条 占用許可は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>第19条</u>の規定により法定外公共物の用途を廃止したとき。</p> <p>(原 状 回 復)</p> <p>第15条 占有者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに自己の費用をもって法定外公共物を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適當であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>第17条</u>の規定により占用許可が取り消されたとき。</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>(放 置 等 物 件 に 対 す る 措 置)</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(監督処分)</p> <p><u>第16条</u> (省 略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第17条</u> (省 略)</p> <p>(用途廃止)</p> <p><u>第18条</u> (省 略)</p> <p>(立入調査)</p> <p><u>第19条</u> (省 略)</p> <p>(委任)</p>	<p><u>第16条</u> 市長は、<u>第3条第2号及び第3号の規定に違反して、法定外公共物に放置され、又は設置された物件（以下「放置等物件」という。）が、法定外公共物の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であって、当該放置等物件の占有者、所有者その他当該放置等物件について権原を有する者（以下「放置等物件の占有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、次条第1項の規定により必要な措置をとることを命じることができないときは、当該放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。</u></p> <p><u>2</u> 市長は、前項の規定により放置等物件を除去し、又は除去させたときは、<u>当該放置等物件を保管するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 市長は、前項の規定により放置等物件を保管したときは、<u>当該放置等物件の占有者等に対し当該放置等物件を返還するため、市規則で定めるところにより、市規則で定める事項を公示しなければならない。</u></p> <p>(監督処分)</p> <p><u>第17条</u> (省 略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第18条</u> (省 略)</p> <p>(用途廃止)</p> <p><u>第19条</u> (省 略)</p> <p>(立入調査)</p> <p><u>第20条</u> (省 略)</p> <p>(委任)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第20条 (省 略)</p> <p>(過料)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>第16条</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>第21条 (省 略)</p> <p>(過料)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>第17条</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>2 (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

市議案第 29 号

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

サイクルポートに係る占用料の限度額を定めるとともに、公
募により提案された額を勘案して使用料を定めることができる
公園施設の対象の拡大その他所要の規定を改正するため、提案
するものである。

豊中市条例第 号

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例

豊中市都市公園条例（昭和35年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）																
<p>（都市公園移動等円滑化基準）</p> <p>第3条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の規定により条例で定める都市公園移動等円滑化基準（同項に規定する都市公園移動等円滑化基準をいう。以下同じ。）は、次に掲げる特定公園施設（同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。）について、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性に配慮して、市規則で定めるものとする。</p> <p>（1）～（8）（省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>別表第2 公園施設の使用料</p> <p>表の部分（省 略）</p> <p>備考</p> <p>1 <u>自動販売機を設ける場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、入札価格を勘案して市長が定める額とする。</u></p> <p>2 <u>自動車駐車を管理する場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、入札価格を勘案して市長が定める額とする。</u></p> <p>別表第3 公園の占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">期間</th> <th style="width: 40%;">占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（省 略）</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	期間	占用料	（省 略）				<p>（都市公園移動等円滑化基準）</p> <p>第3条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の規定により条例で定める都市公園移動等円滑化基準（同項に規定する都市公園移動等円滑化基準をいう。以下同じ。）は、次に掲げる特定公園施設（同法第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。）について、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性に配慮して、市規則で定めるものとする。</p> <p>（1）～（8）（省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>別表第2 公園施設の使用料</p> <p>表の部分（省 略）</p> <p>備考 <u>公募により法第5条第1項の許可を受ける者に使用料の額を提案させる場合は、この表の規定にかかわらず、当該提案に係る額を勘案して市長が定める額とする。</u></p> <p>別表第3 公園の占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">期間</th> <th style="width: 40%;">占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（省 略）</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	期間	占用料	（省 略）			
種別	単位	期間	占用料														
（省 略）																	
種別	単位	期間	占用料														
（省 略）																	

(現 行)	(改 正 後)			
備考 1・2 (省 略)	<u>サイクルポート</u>	<u>1平方メートル</u>	<u>1年</u>	<u>3,000円</u>
	備考 1・2 (省 略) 3 <u>サイクルポートとは、都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第18条第1号に掲げる自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するものをいう。</u>			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

市議案第30号

奨学基金条例の一部を改正する条例の設定について

奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

基金の額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

奨学基金条例の一部を改正する条例

奨学基金条例（昭和43年豊中市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
第2条 基金の額は、 <u>276,209,000</u> 円とする。	第2条 基金の額は、 <u>289,082,000</u> 円とする。

附 則

この条例は、令和3年3月31日から施行する。